

手続きの流れについて

1. 確認

制度の内容を確認し、購入したい機器や店舗を検討します。

※申請の受付が終了していないか、購入予定の機器が助成金の対象になるか等、不明な点があれば、購入前にお問い合わせください。

2. 購入

家電量販店等で助成対象の機器を購入してください。

●領収書発行時のチェック項目

- ①領収書の宛名が申請者のフルネームとなっているか。
- ②本体の購入価格、購入年月日、商品名、購入店舗名が記載されているか。
- ③5万円以上の機器を購入した場合、収入印紙が貼られているか。
- ④但し書きに「電気式生ごみ処理機代として、上記金額を領収いたしました」等記載されているか。

●保証書発行時のチェック項目

- ①購入者（申請者）の住所、氏名及び電話番号が記載されているか。
- ②購入年月日が記載されているか。
- ③購入店舗名と住所が記載されているか。
- ④メーカー名、商品名が記載されているか。

※非電気式生ごみ処理機を購入した場合のみ、メーカーからの保証書が発行されない場合があります。

3. 申請

申請書兼実績報告書及び請求書に必要事項を記入し、必要書類とともに環境課、挟間地域振興課又は湯布院地域振興課に提出してください。

※申請者印が無くても受付できます。

※金額の訂正はできませんので、申請書兼実績報告書の購入金額は助成対象外の長期保証料、ポイントによる支払及びポイント還元等による割引分、配送料を除いた金額を記入してください。

●必要書類…領収書の写しと保証書の写し、自宅設置後の写真（非電気式を購入し、保証書が発行されない場合のみ）

重要！！

交付の対象となるのは、申請する年度内に購入したものに限りです。また、予算がなくなり次第受付を終了しますので、購入後はできるだけ早めに申請してください。

4. 審査

購入した機器が助成対象となるか、同一世帯の方から申請が来ていないか等、補助金の交付について審査します。

5. 決定通知

助成金の交付が決定したことを文書でお知らせします。

6. 交付

指定された口座に助成金を振込します。(振込先として指定する口座は、申請者名義の口座に限ります。)